

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000328号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100049号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成30年2月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年2月の標準報酬月額については41万円から47万円、同年3月から同年6月までの標準報酬月額については41万円から50万円とする。

平成30年2月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成30年2月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年2月1日から同年7月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なった記録となっている。同社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、訂正請求記録の対象者は、当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額より低い又は同額の標準報酬月額に見合

う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるところ、厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の平成 30 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 30 年 2 月は 47 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 2 月から同年 6 月までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の平成 30 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100076号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100050号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月7日の標準賞与額を63万円、平成30年6月11日の標準賞与額を56万円に訂正することが必要である。

平成29年12月7日及び平成30年6月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月7日及び平成30年6月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年12月7日
② 平成30年6月11日

請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された賞与支払明細書の写しにより、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①については63万円、請求期間②については56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 29 年 12 月 7 日及び平成 30 年 6 月 11 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 1 月 22 日及び令和 2 年 10 月 13 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 12 月 7 日及び平成 30 年 6 月 11 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。